

横浜ベイサイドマリーナボートクラブ会則

平成20年 4月 1日

横浜ベイサイドマリーナボートクラブ (YBMBC) 会則

平成20年 4月 1日

第一章 総則

第1条 (名称)

このクラブは、横浜ベイサイドマリーナボートクラブ（英名 YOKOHAMA BAYSIDE MARINA BOAT CLUB）と称し、略称を YBMBC とする。

第2条 (所在地)

このクラブの所在地を横浜ベイサイドマリーナ（神奈川県横浜市金沢区白帆1番地）内に置く。

第3条 (目的及び活動)

このクラブは海をとおして会員相互の親睦と交流を図り、ホームポートである横浜ベイサイドマリーナ（以下YBMとする）とのよりよいパートナーシップを深めながら以下の活動をおこなう。

- (1) 会員相互の親睦と交流をはかるための行事の開催
- (2) 海に関する知識及びマナーの向上、操船技術の向上を目的とした行事の開催。
- (3) YBM行事への積極的参加
- (4) YBMの他のクラブとの交流
- (5) 海に関するボランティア活動、社会貢献
- (6) その他このクラブの目的を達成するために必要な活動

第二章 会員

第4条 (会員の種類)

このクラブの会員は次のとおりとし、所有艇についてはボート、ヨット、特に定めない。

(1) 正会員

船のオーナーもしくはYBMとの契約代表者または共同オーナーの場合代表権を

持つ者とする。

(2) 一般会員

正会員の推薦のある者とする。

(3) 特別会員

役員会において定められた者とする。

(4) 名誉会員

YBM、YBMB Cに対し功績を残したもので、役員会において推薦され定められた者とする。

第5条（入会及び退会）

このクラブに入会を希望するものは、入会申込書を提出後、役員会にて承認を得なければならない。また、退会を希望するものは、退会届を提出しなければならない。

入会届、退会届の提出先は各役員とする。

第6条（脱会）

(1) 正会員の所有艇がなくなった場合

(2) 会員が死亡した場合

(3) 会則またはその他の違反により、役員会において定めた場合

(4) 本人の希望による場合

(5) 会費未納の場合

退会の場合は書面を提出する。提出先は役員とする。

第三章 役員

第7条（役員の種類）

(1) 名誉会員は役員とみなす。 若干名

(2) 会長 1名

- (3) 副会長 1～2名
- (4) 庶務 1名
- (5) 広報 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 安全委員
- (8) 行事企画役員委員長 1名
- (9) 行事担当役員 若干名
- (10) 会計監査 1名

第8条（役員を選出）

役員会において推薦された者が総会において承認され役員となる。

役員は、正会員、特別会員より選出される。名誉会員は役員とする。

役員の兼任は出来ない。

第9条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。再任は妨げない。

欠員が生じた場合は、役員会において選任する。

やむなく役員が変更された場合、途中で変わった場合、前役員の在任期間を引き継ぐ。

役員は任期の途中、また任期満了後においても、後任者に引き継ぎをおこなうまでを任期とする。

第10条（役員の役割）

- (1) 名誉会員は、会の運営その他について会の為の全般的なアドバイスをする。
- (2) 会長は、このクラブを代表し、運営を総括する。またYBMと他のクラブとの交流をはかる。
- (3) 副会長は、会長の補佐をする。

- (4) 庶務は、会の運営を担当し、また会長の補佐役とし、また YBM の交渉役とし、他のクラブの交流のための窓口を担当する。
- (5) 広報は、クラブと会員等の連絡を役割とする。年間を通しての行事の募集等、各担当役員と打合せの上、会員に連絡をする。クラブの HP も担当する。
- (6) 会計は、このクラブの経理を担当する。年度末に 1 年の決算書を作成し役員会に報告し、また総会に提出し説明をする。また、会長より途中経過の報告を求められたときは、すみやかに報告書を提出する。
- (7) 安全委員は、行事運営に対して全体の安全を考え指導する。
- (8) 行事企画役員委員長は、行事を企画し、実行委員とともに運営し、行事の運営を努める。
- (9) 行事担当役員は、企画委員長とともに行事を実行する。
- (10) 会計監査役員は、会計帳簿に間違いがないか確認をする。

第四章 会議

第 11 条 (役員会)

役員会は、会長、副会長、庶務、行事企画委員長の四役において必要と判断した場合、役員会を四役が招集することが出来る。また、四役以外の役員においては、役員会が必要な場合は四役に申しでる。

役員から役員会の必要の申し出があった時は役員会を招集する。

第 12 条 (会議)

会議は総会及び役員会とする。

第 13 条 (総会)

総会は定期総会と臨時総会とする。

総会は、会員（一般会員を除く）の 2/3 以上の出席で成立し、やむをえず欠席の会員に

については、委任状をもって出席とみなす。

投票権は、正会員、特別会員、名誉会員の3種とする。

総会は年度末より30日以内に開かなければならない。

第5章 会計

第14条（入会金及び会費）

- (1) 入会金は2,000円とする。
- (2) 会費は年額3,000円とする。
但し、一般会員は年500円とする。（子供は小学生以上を500円とする）
- (3) 年度内の入会については途中でも3,000円の会費を必要とする。
- (4) 納入後の入会金及び会費についての返還はしない。
- (5) 入会金及び会費については、役員会において、年度初めに変更することができる。
- (6) 会費は4月から翌年3月末の一年とする。

第15条（事業・会計年度）

このクラブの活動および会計年度は4月1日から翌年3月31日までの一年間とする。

第六章 会則の変更

第16条（会則その他について）

会則に定めるものについて変更する場合は、役員会において2/3以上の同意が必要である。

その他、会則に定まらないものについては役員会において、役員の2/3以上の同意を必要とする。

第七章 その他

第17条（連絡）

クラブと会員との連絡は、1,PCメール 2,携帯メール 3,電話 4,郵便 を通して

おこなう。広報が担当する。

第18条（慶事忌事）

必要な事項が生じたときは役員会にはかることとする。